

令和8年 第2回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和8年2月10日(火) 午前9時30分～
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第1会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(8名)	3番 加藤朋光 4番 佐々木純子 6番 齋藤一成 8番 須藤孝子 9番 須田 久 10番 石井智代 11番 巴 朋之 12番 遠藤 豊
5. 欠席した委員(4名)	1番 佐藤久美子 2番 佐々木鋼記 5番 佐々木唯翔 7番 森 孝良
6. 総会議長	会長 遠藤 豊
7. 議事録署名委員	10番 石井智代 11番 巴 朋之
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤孝司 副主幹班長 工藤和則 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【16件】
報告第2号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【 1件】
議案第4号	農地法第3条の規定による権利設定の件について ・・・【28件】

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第1号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書は12ページからとなります。農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。位置図、現況写真、公図を13ページから16ページに記載しております。申請地は、国道7号から象潟漁港方面に向かう市道を200メートルほど進んだところにある地目が「畑」の農地です。14ページの現況写真のとおり、既に背丈以上の樹木が生えている状態であり、今後、「畑」として農地利用することは困難と判断し、法務局へは「非農地」として回答しております。現地は、森孝良委員、須田淳推進委員に確認いただいております。

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第2号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第4号 農地法第3条の規定による権利設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第4号を説明いたします。議案書は17ページからです。

議案第4号-1と2は、三森地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-3と4は、受人が同一で、馬場地区において受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-5は、伊勢居地地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-6と7は、受人が同一で、契約期間満了による賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-8は、冬師地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-9と10は、受人が同一で、冬師地区において受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-11から14は、契約期間満了による賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-15と16は、受人が同一で、象潟元町地区において受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-17と18は、契約期間満了による賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-19と20は、受人の規模拡大のため、賃借権と親子間の使用賃借権を新たに設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-21は、西中野沢地区において受人が隣接する農地と併せて耕作するため、使用賃借権を新たに設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-22は、受人の規模拡大のため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-23は、横岡地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-24は、契約期間満了による賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-25は、横岡地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-26と27は、水岡地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第4号-28は、大森地区において、受人が隣接する農地と併せて耕作するため、新たに賃借権を設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第4号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第4号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第5号を説明いたします。議案書は36ページです。

議案第5号は、東畑地区における農地の所有権移転の件についてです。当該地の所有者である譲渡人は、双方の祖父の代で、既に譲渡が済んでいたものと思っていたようで、双方合意による無償での譲渡となったようです。

◇議長

議案第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

- ◇9番
須田委員
- なぜこのタイミングで照会があったのか、わかりますか。
- ◆事務局
齊藤副主幹
- 税務課からの通知や耕作証明書の内容を確認中に気付く方がいるようですが、今回は税務課からの固定資産税の通知で気付いたようです。
- ◇議長
- 他にご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長
- ご質問、ご意見ないようですので、議案第5号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長
- 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長
- 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する承認について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長
- 議案第6号を説明いたします。議案書は37ページからです。
議案第6号は、全て農地中間管理事業を活用した権利設定です。
議案第6号-1は、賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。
議案第6号-2は、賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。
議案第6号-3と4は、賃借権の再設定です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。
- ◇議長
- 議案第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ◇3番
加藤委員
- 議案書に記載の（一括契約）とは、どういうことですか。
- ◆事務局班長
- 機構契約については、初めに出し手と機構、次に機構と受け手と
いった契約となり、本来、出し手と受け手の間に機構が入るため、

議案書では（一括契約）という記載になります。

◇議長

他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第6号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもちまして、総会を閉会いたします。皆さん大変ご苦勞様
でした。

（閉会 午前10時00分）

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを
作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和8年2月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 10番 印

委 員 11番 印